

令和4年12月2日

令和4年登米市議会定例会
12月定期議会 提案理由説明書

登米市議会

議員 番

議案第94号	令和4年度登米市一般会計補正予算（第8号）
議案第95号	令和4年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議案第96号	令和4年度登米市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
議案第97号	令和4年度登米市介護保険特別会計補正予算（第4号）
議案第98号	令和4年度登米市水道事業会計補正予算（第6号）
議案第99号	令和4年度登米市下水道事業会計補正予算（第4号）
議案第100号	令和4年度登米市病院事業会計補正予算（第6号）
議案第101号	令和4年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第3号）

本案は、議案第94号令和4年度登米市一般会計補正予算（第8号）から議案第101号令和4年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第3号）までについて、各種会計予算の補正を行うものであります。

一般会計については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6億4,325万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ486億1,600万円とするものであります。

その内容として、歳出では、新型コロナウイルス感染症の影響により、各種事業の中止等による現段階における影響額などを減額する一方、物価高騰対策の支援として、水田農業経営継続支援事業や、私立保育所等光熱費価格高騰対策重点支援事業など、あわせて3億2,522万円、庁舎や小中学校施設など、公共施設における電気料金等の高騰に要する経費として、あわせて1億2,340万円などを増額して計上しております。

歳入では、保育所等整備交付金や指定廃棄物保管委託金などの国庫支出金5,238万円、新型コロナウイルス感染症対応事業者支援市町村事業補助金などの県支出金1億4,254万円、公共土木施設災害復旧事業債などの市債8,540万円、財政調整基金などの繰入金3億6,108万円を増額して計上しております。

また、債務負担行為補正として追加184件、地方債補正として追加1件、変更5件を計上しております。

特別会計については、国民健康保険特別会計で、一般被保険者国民健康保険税の減少に伴う歳入の補正を行うほか、債務負担行為2件を、後期高齢者医療特別会計では、債務負担行為1件を、介護保険特別会計では、一般被保険者介護保険料の減少に伴う歳入の補正、歳出においては、介護予防サービス給付費などの増に伴う増額補正を行うほか、債務負担行為1件を計上しております。

企業会計については、水道事業会計で、水道事業費用 15 万円を増額し、下水道事業会計では、債務負担行為補正として追加 5 件を計上しております。

病院事業会計では、一般会計繰入金として医業収益 3,917 万円の増額と、燃料価格の高騰等に要する経費として医業費用 2,684 万円、訪問看護事業の体制変更
に要する経費として建設改良費 213 万円を増額するほか、債務負担行為補正として追加 43 件を、老人保健施設事業会計では、一般会計繰入金として事業収益 470 万円、事業費用 407 万円を増額するほか、債務負担行為補正として追加 13 件を計上しております。

議案第 102 号	登米市交通安全指導員条例及び登米市防犯指導員条例を廃止する条例について
-----------	-------------------------------------

本案は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正により、特別職非常勤職員の任用要件が厳格化されたことに伴い、登米市交通安全指導員及び登米市防犯指導員の身分の見直しを図るため、本条例を廃止するものであります。

（新旧対照表 8 ページ）

議案第 103 号	登米市個人情報保護法施行条例の制定について
-----------	-----------------------

本案は、令和 3 年 5 月に個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が改正され、令和 5 年 4 月 1 日から地方公共団体にも同法が適用されることに伴い、法の施行に必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

議案第 104 号	登米市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
-----------	---------------------------------

本案は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の 2 第 1 項の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は市の職員に対する損害を賠償する責任の一部免責に関し、必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

議案第 105 号	登米市情報公開条例の一部を改正する条例について
-----------	-------------------------

本案は、令和 3 年 5 月に個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が改正され、令和 5 年 4 月 1 日から地方公共団体にも同法が適用されることに伴い、開示決定の期限など所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものがあります。（新旧対照表 9 ページ）

議案第 106 号	登米市保健福祉施設条例の一部を改正する条例について
-----------	---------------------------

本案は、介護福祉サービス利用者の減少及び施設の老朽化に伴い、サービスの提供継続が難しいことから、東和地域福祉センターを廃止するため、本条例の一部を改正するものであります。（新旧対照表 11 ページ）

議案第 107 号	登米市病院事業、老人保健施設事業及び訪問看護ステーション事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
-----------	--

本案は、令和 4 年度診療報酬改定に伴い、地域包括ケア病棟の施設基準が見直され、地域包括ケア病棟を維持できなくなることから、施設基準を満たすよう、登米市訪問看護ステーションを現在の 1 事業所から 2 事業所とするため、本条例の一部を改正するものであります。（新旧対照表 16 ページ）

議案第 108 号	登米市障害者地域活動支援センター条例の一部を改正する条例について
-----------	----------------------------------

本案は、中央障害者地域活動支援センター、米山障害者地域活動支援センター及び南方障害者地域活動支援センターの 3 センターを統合し、中央障害者地域活動支援センター及び米山障害者地域活動支援センターの 2 センターに再編するため、本条例の一部を改正するものであります。（新旧対照表17ページ）

議案第 109 号	宮城県東部消防通信指令事務協議会の設置について
-----------	-------------------------

本案は、石巻地区広域行政事務組合、登米市及び気仙沼・本吉地域広域行政事務組合の1市2組合において消防通信指令事務を共同して処理するため、規約を定め、宮城県東部消防通信指令事務協議会を設置することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 110 号	指定管理者の指定について（登米祝祭劇場）
議案第 111 号	指定管理者の指定について（登米市登米公民館）
議案第 112 号	指定管理者の指定について（登米市豊里公民館、豊里多目的研修センター及び平筒沼農村文化自然学習館）
議案第 113 号	指定管理者の指定について（登米市米山公民館及び米山農村環境改善センター）
議案第 114 号	指定管理者の指定について（登米市中津山公民館）
議案第 115 号	指定管理者の指定について（登米市吉田公民館、登米市吉田体育館及び登米市善王寺コミュニティセンター）
議案第 116 号	指定管理者の指定について（登米市石越公民館）
議案第 117 号	指定管理者の指定について（登米市津山公民館及び津山陶芸館）
議案第 118 号	指定管理者の指定について（迫老人福祉センター、登米老人福祉センター、中田老人福祉センター、石越福祉センター及び米山総合保健福祉センター）
議案第 119 号	指定管理者の指定について（登米市斎場）
議案第 120 号	指定管理者の指定について（米山産地形成促進施設及び米山西野農村公園）
議案第 121 号	指定管理者の指定について（豊里地域産物活用施設）
議案第 122 号	指定管理者の指定について（津山木工加工研修施設）
議案第 123 号	指定管理者の指定について（長沼フートピア公園）

議案第 124 号	指定管理者の指定について（高森パークゴルフ場）
議案第 125 号	指定管理者の指定について（登米森林公園）
議案第 126 号	指定管理者の指定について（とよま観光物産センター、春蘭亭、登米寺池城址公園、登米駒つなぎの広場、歴史資料館及び登米市高倉勝子美術館）
議案第 127 号	指定管理者の指定について（東和物産館及び東和活性化施設）
議案第 128 号	指定管理者の指定について（もくもくランド）
議案第 129 号	指定管理者の指定について（登米市東和総合運動公園）
議案第 130 号	指定管理者の指定について（登米市道の駅三滝堂地域活性化施設）
議案第 131 号	指定管理者の指定について（登米市長沼ボート場クラブハウス）

本案は、議案第110号指定管理者の指定について（登米祝祭劇場）から議案第131号指定管理者の指定について（登米市長沼ボート場クラブハウス）まで、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び各施設の設置条例の規定によりその管理を行わせる団体を指定するにあたり、同法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

登米市情報公開条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第6条 (略) (行政文書の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「<u>不開示情報</u>」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略) (部分開示)</p> <p>第8条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部に<u>不開示情報</u>が記録されている場合において、<u>不開示情報</u>が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されたいないと認められるときは、この限りでない。</p> <p>2 (略) (公益上の理由による裁量的開示)</p> <p>第9条 実施機関は、開示請求に係る行政文書に<u>不開示情報</u>（第7条第1号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。</p> <p>(行政文書の存否に関する情報)</p>	<p>第1条～第6条 (略) (行政文書の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「<u>非開示情報</u>」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略) (部分開示)</p> <p>第8条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部に<u>非開示情報</u>が記録されている場合において、<u>非開示情報</u>が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されたいないと認められるときは、この限りでない。</p> <p>2 (略) (公益上の理由による裁量的開示)</p> <p>第9条 実施機関は、開示請求に係る行政文書に<u>非開示情報</u>（第7条第1号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。</p> <p>(行政文書の存否に関する情報)</p>
<p>第1条～第6条 (略) (行政文書の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「<u>不開示情報</u>」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略) (部分開示)</p> <p>第8条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部に<u>不開示情報</u>が記録されている場合において、<u>不開示情報</u>が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されたいないと認められるときは、この限りでない。</p> <p>2 (略) (公益上の理由による裁量的開示)</p> <p>第9条 実施機関は、開示請求に係る行政文書に<u>不開示情報</u>（第7条第1号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。</p> <p>(行政文書の存否に関する情報)</p>	<p>第1条～第6条 (略) (行政文書の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「<u>非開示情報</u>」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略) (部分開示)</p> <p>第8条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部に<u>非開示情報</u>が記録されている場合において、<u>非開示情報</u>が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されたいないと認められるときは、この限りでない。</p> <p>2 (略) (公益上の理由による裁量的開示)</p> <p>第9条 実施機関は、開示請求に係る行政文書に<u>非開示情報</u>（第7条第1号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。</p> <p>(行政文書の存否に関する情報)</p>

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

第11条 (略)

(開示決定等の期限)

第12条 前条第1項及び第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

第13条～第22条 (略)

(実施状況の公表)

第23条 市長は、毎年度、この条例の規定に基づく行政文書の開示の実施状況を公表するものとする。

第24条～第26条 (略)

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

第11条 (略)

(開示決定等の期限)

第12条 前条第1項及び第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、同項の規定にかかわらず、開示請求書を受理した日の翌日から起算して45日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長の理由及び延長後の期間を書面により通知しなければならない。

第13条～第22条 (略)

(実施状況の公表)

第23条 市長は、毎年、この条例の規定に基づく行政文書の開示の実施状況を公表するものとする。

第24条～第26条 (略)

議案第106号関係

登米市保健福祉施設条例 新旧対照表

改正案				現行			
第1条～第16条 (略) 別表第1 (第2条関係)				第1条～第16条 (略) 別表第1 (第2条関係)			
保健福祉施設区分	目的	保健福祉施設名称	位置	保健福祉施設区分	目的	保健福祉施設名称	位置
登米市老人福祉センター	地域の老人に対し各種相談に応ずるとともに健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、老人福祉の向上を図るとともに地域住民の多様な福祉ニーズに応える。	迫老人福祉センター 登米老人福祉センター 中田老人福祉センター 南方老人福祉センター 津山老人福祉センター 石越福祉センター	登米市迫町北方字大洞45番地3 登米市登米町寺池金谷12番地1 登米市中田町上沼字西桜場18番地 登米市南方町本郷大岳37番地 登米市津山町柳津字黄牛田高畑36番地5 登米市石越町南郷字新石沢前47番地3	登米市老人福祉センター	地域の老人に対し各種相談に応ずるとともに健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、老人福祉の向上を図るとともに地域住民の多様な福祉ニーズに応える。	迫老人福祉センター 登米老人福祉センター 中田老人福祉センター 南方老人福祉センター 津山老人福祉センター 東和地域福祉センター 石越福祉センター	登米市迫町北方字大洞45番地3 登米市登米町寺池金谷12番地1 登米市中田町上沼字西桜場18番地 登米市南方町本郷大岳37番地 登米市津山町柳津字黄牛田高畑36番地5 登米市東和町米川字六反55番地1 登米市石越町南郷字新石沢前47番地3
登米市保健福祉施設	住民の健康保持、増進を図り、多様	中田保健福祉会館	登米市中田町上沼字西桜場18番地				

登米市 保健福 祉セン ター	登米市 保健福 祉セン ター	住民の健康保持、 増進を図り、多様 化するニーズに的 確に対応し総合的 な保健福祉サービ スを提供する。	中田保健福祉会 館 米山総合保健福 祉センター	登米市中田町上沼 字西桜場18番地 登米市米山町西野 字古館廻8番地
登米市 保健セ ンター	登米市 保健セ ンター	住民の健康維持、 増進並びに疾病予 防等を目的とする 保健事業を総合的 に行う。	迫保健センター 豊里健康管理セ ンター 石越保健センタ ー 南方保健センタ ー	登米市迫町佐沼字 中江二丁目6番地 1 登米市豊里町土手 下67番地1 登米市石越町南郷 字矢作130番地1 登米市南方町八の 森40番地1 登米市豊里町新田 町50番地2
登米市 高齢者 創造館	登米市 高齢者 創造館	高齢者が趣味や創 作、生産又は創造 的活動等を通じ、 技術の修得を図る とともに地域社会 の伝統文化を維持 継承し、もって地 域住民との交流を 深めながら、生き がいのある日常生 活に資する。	豊里高齢者趣味 の交流館	

祉セン ター	米山総合保健福 祉センター	化するニーズに的 確に対応し総合的 な保健福祉サービ スを提供する。	登米市米山町西野 字古館廻8番地
登米市 保健セ ンター	迫保健センター 豊里健康管理セ ンター 石越保健センタ ー 南方保健センタ ー	住民の健康維持、 増進並びに疾病予 防等を目的とする 保健事業を総合的 に行う。	登米市迫町佐沼字 中江二丁目6番地 1 登米市豊里町土手 下67番地1 登米市石越町南郷 字矢作130番地1 登米市南方町八の 森40番地1 登米市豊里町新田 町50番地2
登米市 高齢者 創造館	豊里高齢者趣味 の交流館	高齢者が趣味や創 作、生産又は創造 的活動等を通じ、 技術の修得を図る とともに地域社会 の伝統文化を維持 継承し、もって地 域住民との交流を 深めながら、生き がいのある日常生 活に資する。	
登米市 高齢者	登米高齢者コミュ ニティセンター	高齢者に対し趣 味、教養及び研修	登米市登米町大字 日根牛小池前68番

コミュニティセンター	の場として施設を提供し自主活動の助長と福祉の増進を図る	地
------------	-----------------------------	---

別表第2 (第8条関係)

施設区分	施設名称	利用区分	使用料等 (1時間当たり)	冷暖房料 (1時間当たり)	
				冷房	暖房
登米市老人福祉センター	迫老人福祉センター	集会室	300円	100円	100円
		ステージ	200円	100円	100円
		教養娯楽室	200円	100円	100円
		会議研修室	200円	100円	100円
		図書室	200円	100円	100円
		機能回復訓練室	200円	—	100円
		健康相談室	200円	—	100円
		教養娯楽室	200円	100円	100円
		集会室	200円	100円	100円
		会議室	200円	100円	100円
登米市老人福祉センター	付設作業所	付設作業所	100円	—	100円
		調理実習室	200円	100円	100円
		娯楽室	300円	100円	100円

登米市高齢者コミュニティセンター	高齢者に対する趣味、教養及び研修の場として施設を提供し自主活動の助長と福祉の増進を図る	登米高齢者コミュニティセンター	登米市登米町大字日根牛小池前68番地
------------------	---	-----------------	--------------------

別表第2 (第8条関係)

施設区分	施設名称	利用区分	使用料等 (1時間当たり)	冷暖房料 (1時間当たり)	
				冷房	暖房
登米市老人福祉センター	迫老人福祉センター	集会室	300円	100円	100円
		ステージ	200円	100円	100円
		教養娯楽室	200円	100円	100円
		会議研修室	200円	100円	100円
		図書室	200円	100円	100円
		機能回復訓練室	200円	—	100円
		健康相談室	200円	—	100円
		教養娯楽室	200円	100円	100円
		集会室	200円	100円	100円
		会議室	200円	100円	100円
登米市老人福祉センター	付設作業所	付設作業所	100円	—	100円
		談話ロビー	300円	100円	100円
		青少年研修	200円	100円	100円

ター	会議室	300円	100円	100円
石越福祉センター	付設作業室	300円	100円	100円
	ボランティア室	200円	100円	100円
	会議室(和室)	200円	100円	100円
	研修室	200円	100円	100円
	相談室	200円	100円	100円
	調理室	200円	100円	100円
	集会室	400円	100円	100円
	教養娯楽室	200円	100円	100円
	調理室	200円	—	100円
	生活相談室	200円	—	100円
津山老人福祉センター	診察室	200円	100円	100円
	健康相談室	200円	100円	100円
	教養娯楽室	200円	100円	100円
	集会室	200円	100円	100円
	運動指導室	200円	100円	100円
	栄養指導室	200円	100円	100円
	研修室	500円	200円	200円
	集会室及び運動指導室	500円	200円	200円
	教養娯楽室	300円	100円	100円
	登米市保健福祉センター			

ター	室			
中田老人福祉センター	福祉団体研修室	200円	100円	100円
	親子ふれあいの間	400円	100円	100円
	調理実習室	200円	100円	100円
	娯楽室	300円	100円	100円
	会議室	300円	100円	100円
	付設作業室	300円	100円	100円
	ボランティア室	200円	100円	100円
	会議室(和室)	200円	100円	100円
	研修室	200円	100円	100円
	相談室	200円	100円	100円
石越福祉センター	調理室	200円	100円	100円
	集会室	400円	100円	100円
	教養娯楽室	200円	100円	100円
	調理室	200円	—	100円
	生活相談室	200円	—	100円
	診察室	200円	100円	100円
	健康相談室	200円	100円	100円
	教養娯楽室	200円	100円	100円
	集会室	200円	100円	100円
	運動指導室	200円	100円	100円
南方老人福祉センター	栄養指導室	200円	100円	100円
	研修室	500円	200円	200円
	集会室及び運動指導室	500円	200円	200円
	教養娯楽室	300円	100円	100円
	調理室	200円	100円	100円
	付設作業室	300円	100円	100円
	会議室	300円	100円	100円
	娯楽室	300円	100円	100円
	調理実習室	200円	100円	100円
	親子ふれあいの間	400円	100円	100円
津山老人福祉センター	生活相談室	200円	—	100円
	診察室	200円	100円	100円
	健康相談室	200円	100円	100円
	教養娯楽室	200円	100円	100円
	調理室	200円	—	100円
	集会室	400円	100円	100円
	教養娯楽室	200円	100円	100円
	調理室	200円	—	100円
	生活相談室	200円	—	100円
	診察室	200円	100円	100円
登米市保健福祉センター	健康相談室	200円	100円	100円
	教養娯楽室	200円	100円	100円
	集会室	200円	100円	100円
	生活相談室	200円	—	100円
	診察室	200円	100円	100円
	健康相談室	200円	100円	100円
	教養娯楽室	200円	100円	100円
	調理室	200円	—	100円
	集会室	400円	100円	100円
	教養娯楽室	200円	100円	100円

		栄養指導室	200円	100円	100円
		調理実習室	200円	100円	100円
登米市高齢者創造館	豊里高齢者趣味の交流館	多目的室	200円	100円	100円
登米市高齢者コミュニティセンター	登米高齢者コミュニティセンター	集会室	400円	—	—
		実習室	200円	—	—
		休養娯楽室	200円	—	—
		調理室	200円	—	—

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。
- 2 市外の者が利用する場合は、使用料等を1.5倍した額とする。
- 3 営利を目的に利用する場合は、使用料等を10倍した額とする。

登米市高齢者創造館	登米市保健福祉センター	運動指導室	200円	100円	100円
		栄養指導室	200円	100円	100円
	中田保健福祉会館	研修室	500円	200円	200円
	米山総合保健福祉センター	集会室及び運動指導室	500円	200円	200円
		教養娯楽室	300円	100円	100円
		栄養指導室	200円	100円	100円
		調理実習室	200円	100円	100円
登米市高齢者創造館	豊里高齢者趣味の交流館	多目的室	200円	100円	100円
登米市高齢者コミュニティセンター	登米高齢者コミュニティセンター	集会室	400円	—	—
		実習室	200円	—	—
		休養娯楽室	200円	—	—
		調理室	200円	—	—

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。
- 2 市外の者が利用する場合は、使用料等を1.5倍した額とする。
- 3 営利を目的に利用する場合は、使用料等を10倍した額とする。

議案第107号関係

登米市病院事業、老人保健施設事業及び訪問看護ステーション事業の設置等に関する条例 新旧対照表

改正案		現行	
第1条 (略) (病院事業等の設置)	第1条 (略) (病院事業等の設置)		
第2条 (略)	第2条 (略)		
2 病院、診療所及び訪問看護ステーションの名称、位置、診療科目及び病床数は、次のとおりとする。	2 病院、診療所及び訪問看護ステーションの名称、位置、診療科目及び病床数は、次のとおりとする。		
名称	位置	診療科目	病床数
(略)			
登米市立津山診療所	登米市津山町柳津字本町1番地1	内科	—
登米市訪問看護ステーション豊里	登米市豊里町土手下67番地1	二	二
登米市訪問看護ステーション米谷	登米市東和町米谷字元町200番地	二	二
3 (略)	3 (略)		
第3条～第10条 (略)	第3条～第10条 (略)		

議案第108号関係

登米市障害者地域活動支援センター条例 新旧対照表

改正案		現行	
第1条・第2条 (略) (名称及び位置)	第1条・第2条 (略) (名称及び位置)	第1条・第2条 (略) (名称及び位置)	
第3条 支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。	第3条 支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。	第3条 支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
中央障害者地域活動支援センター	登米市迫町佐沼字錦108番地	中央障害者地域活動支援センター	登米市迫町佐沼字錦108番地
米山障害者地域活動支援センター	登米市米山町西野字四軒見通68番地1	米山障害者地域活動支援センター	登米市米山町西野字四軒見通68番地1
第4条～第7条 (略)	第4条～第7条 (略)	第4条～第7条 (略)	第4条～第7条 (略)